

# 岡山県週休2日工事特記仕様書

本工事は、岡山県週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の試行対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山県週休2日工事試行要領」に基づき実施するものとする。

## 1 定義

- （1）「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う場合は、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。
- （2）「対象期間」とは、工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日までをいう。
- （3）「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

## 2 実施方法

- （1）受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、「週休2日工事」の実施希望の有無を監督員に報告するものとする。
- （2）「週休2日工事」を実施する受注者は、施工計画書の提出時に、別紙を参考とし、休日を明示した「休日等取得計画表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督員に提出するものとする。
- （3）受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内に設定するものとする。
- （4）受注者は、別図を参考とし、「週休2日工事」である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。

## 3 実施報告

- （1）受注者は、計画表に休日の取得実績を記入し、毎月初めに実施工程表に併せて監督員に提出しなければならない。
- （2）受注者は、前項の休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を併せて提示し、監督員の確認を受けなければならない。

## 4 設計変更

対象期間において、週休2日を確保できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

## 5 アンケート調査

受注者は、「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、アンケート調査に協力しなければならない。

## 6 その他

「岡山県週休2日工事試行要領」及び参考資料については、岡山県土木部技術管理課ホームページを参照するものとする。